

貯水槽清掃委託 特記仕様書

1. 一般事項

- (1) 本委託は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(以下「ビル管理法」という。)第4条に基づく受水槽及び高架水槽等の点検清掃を実施するものである。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、建築保全業務委託共通仕様書による。

2. 履行期間 契約日から令和8年10月9日まで

3. 履行場所 秋田市山王四丁目1-1 本庁舎
秋田市山王三丁目1-1 第二庁舎
秋田市山王四丁目1-2 秋田地方総合庁舎

4. 業務担当者

業務担当者は、ビル管理法施行規則第28条第四号イ又はロの規定により厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽清掃作業監督者講習会の課程を修了した者を配置すること。(講習課程の修了した日から6年を経過しない者)

5. 委託対象及び内容

各水槽の清掃、点検を行う。

○本庁舎

・雑用水受水槽兼消火水槽(井水) 80m³ 1槽式 清掃回数 1回

○第二庁舎

・受水槽 (上水) 55m³ 2槽式 清掃回数 1回

・高架水槽 (上水) 13m³ 2槽式 清掃回数 1回

・雑用水受水槽1 (上水) 125m³ 1槽式 清掃回数 1回

・雑用水高架水槽 (上水) 6m³ 2槽式 清掃回数 1回

○総合庁舎

・消火水槽 (井水) 34m³ 1槽式 清掃回数 1回

・雑用水受水槽 (井水) 24m³ 1槽式 清掃回数 1回

※第二庁舎高架水槽については、清掃作業後の水質が健全であることを確認するため、厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関による水質検査(11項目:一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度)を実施すること。

6. 留意事項

(1) 委託実施時期

断水を伴うため、清掃作業は原則県庁舎の閉庁日（休日、祝祭日）に行うこととする。（2槽式受水槽を除く。）

(2) 健康診断

業務担当者全員分について、病原体がし尿に排泄される感染症の罹患の有無（又は病原体の保有の有無）に関して、業務実施前までに健康診断を実施し結果を報告すること。ただし、水道法21条に基づく健康診断等を実施している場合は、直近2回分の結果をもって報告に代えることができる。

7. 提出書類

(1) 建築保全業務計画書

(2) 業務責任者通知書

(3) 作業届及び来庁届

(4) 業務担当者の健康診断結果報告書

(5) 第二庁舎高架水槽水質検査報告書

(6) 委託業務点検実績報告書及び作業写真(作業前、作業中、作業後、その他指摘箇所)

(7) 委託業務完了通知書